

[研究ノート]

## 近世相給知行主と村落共同体 — 上総国山辺郡台方村を事例として —

中 村 塑

### 1. はじめに

近世の旗本知行権については、対立する2種類の見解がある。1つは、上位領主である将軍に吸収されたとみるもの、もう1つは、旗本知行権の一定の独自性を評価するものである。前者については、1960年代に北島正元氏を中心として研究が進められた。ここでは旗本知行権について、分散・相給(1)を一般とするその知行形態や、幕府の知行所支配・裁判権への規制、知行所の経済的非完結性などが指摘され、その結果極めて弱体で17世紀末には「たんなる年貢収奪者の地位に固定」されるまでに形骸化した、と考えられた(北島, 1964, 388頁)。

1980年代に入ると、上記のような「旗本知行権形骸化論」を批判し、旗本知行権の一定の独自性を明らかにする研究が行なわれるようになった。つまり先にあげた2種類の見解のうち、後者についてである。ここでの代表的な論者は、白川部達夫氏である。白川部氏は、それまでの、知行主 - 知行付百姓 - 知行地(百姓所持地)の乖離を強調する不整合

説は、①相給知行の設定(分郷)が直ちに不整合をもたらすとして実証を省く研究、②農民側の提出した統計的数値のない願書や地方書による研究、③相給成立から年月を経た検地帳・年貢帳・名寄帳などによる研究、④史料操作に問題がある研究、⑤絵図の表面的印象による研究、によっているため問題が多い。整合、不整合を判断する有効な方法は、相給知行が設定された時点で作成される「分郷名寄帳」等を用いて入作率を計算することである、と指摘する。自身の指摘通り白川部氏は、武蔵国4ヵ村、上野国2ヵ村、常陸国1ヵ村、下野国6ヵ村、下総国2ヵ村、相模国5ヵ村、計関東の20ヵ村における入作率を計算した。結果は、分郷によって創出される入作率は数%から10%内外で、まれに20%を超えるものも見られたが30%を超えるものはほとんどない、というものであった。従って幕府は、分郷を行っても、できる限り知行主 - 知行付百姓 - 知行地(百姓所持地)の関係を整合させ、各知行主の人格的支配が貫徹することを保障するよう努力していた、と白川部氏は結論付けている(白川部, 1986, 84-96頁)。

次に白川部氏は、相給知行と村落共同体の関係について述べる。氏によると、相給知行

の存在形態には、「坪分」と「居家入交り」の2種類があるという（白川部，1986，109-110頁）。「坪分」とは，1つの村の中で，複数の知行主の知行地が，それぞれ空間的なまとまりをもって存在することであり，「居家入交り」とは，異なった知行主の知行地が1筆ごとに錯綜して存在することである。知行付百姓の所持地は分散しているため，1筆ごとに入り組むこととなる。「坪分」の場合，分村化の傾向を示すことがあり，「居家入交り」の場合，各知行所は，複雑に入り組んでおり，用水・畦畔管理等の面からも村落共同体を欠如しては，百姓の再生産が困難であった。

そのような各知行所での百姓の再生産を支える村落共同体は，相給知行下において，あくまで各知行の百姓結合の連合として現象したという（白川部，1986，116頁）(2)。つまり，生産・生活をめぐる百姓結合は，各知行所段階での結合に媒介されつつ，村落共同体へ集約されたのである。なぜ各知行を媒介項としたのかについて白川部氏は，年貢の請負が各知行で完結されることが強制されたためと想定している。しかしこうした分断支配も，下からの，知行所内における百姓の結合の形成が，他知行所や村落共同体にたいし開かれた性格をもっていることにより，これを完全に包摂することはできなかつたと指摘する（白川部，1986，117頁）(3)。

白川部氏の研究を整理する。相給知行下において，知行主が直接支配の対象としたのは，知行所であった。ところが知行所内の百姓，つまり知行付百姓は，村落共同体の中で暮らし，日々の生産を行っていた。各知行所は，知行所付百姓の再生産を保障することができ

ず，他の知行所や，各知行所の連合で構成される村落共同体を必要とし，さらに知行所内の百姓結合は，他知行所や村落共同体に対して，開かれていたのである。

以上から，相給知行下の各知行主は，自身の知行所の分断支配を強く望みながらも，同時に他の知行所百姓や，それらの結合体である集落や村落共同体に対しても関心を持っていたと考えられる(4)。百姓レベルの動きに，知行主はいかなる対応をしたのかが課題となる。

## 2. 分析対象とする史料

本稿では，上総国山辺郡台方村（現千葉県東金市）(5)の史料である「村法度御請連印帳」（千葉県史料研究財団，2001，史料番号236）と，「村向出勤控」（抄録）（千葉県史料研究財団，2001，史料番号238）を取り上げる。台方村は近世後期，幕府代官と3人の旗本（松平・河野・三田）が知行する4給村で，その形態は，異なった知行主の知行地が1筆ごとに錯綜して存在する「居家入交り」であった。村内には，弥勒・大作・花輪・羽黒・大門・砂郷の6つの入地（集落）(6)が存在した。松平知行所付百姓は，6入地に分散して居住していたが，他の知行所付百姓には偏りがみられた。三田知行所付百姓は大門と砂郷，幕領百姓は大作，河野知行所付百姓は弥勒に多く居住していた。従って台方村の知行付百姓の存在形態は，集落ごとにまとまりをもったものではなく，しかし完全に分散したものともいえず，その中間形態であった（千葉県総務部文書課，1988，4-5頁）。

「村法度御請連印帳」は1809（文化6）年、台方村の知行主である松平、三田、河野の3氏が連名で作成した法度である。すでに舟橋明宏氏が指摘しているように、「村法度御請連印帳」において台方村の幕府領を除く3給の百姓は、台方村内の入地ごとに署名をしている（千葉県史料研究財団，2001，986頁）。なぜここで各知行主は各知行所ではなくて、入地を百姓把握の単位としたのであろうか。

入地の機能を明らかにする際、「村向出勤控」は有用な史料である。この史料は1847（弘化4）年に、台方村河野知行所付の百姓で当時組頭であった前嶋治助が作成した、村役人としての勤務日誌である。制度化された記録というよりは、備忘録のようなものである。舟橋氏が解説する通り、この史料から相給村における村役人の仕事は、各領主の給分に関する仕事、入地に関する仕事、村全体に関する仕事の3つのレベルに分かれていたことがわかる（千葉県史料研究財団，2001，56-59，986頁）。それぞれのレベルは、他のレベルとどのように結びついていたのであろうか。

分析の手順としては、まず「村向出勤控」に注目し、入地の機能を明らかにする。それから法度を分析し、なぜ百姓は入地ごとに署名したのか考察したい。

### 3. 「村向出勤控」から窺える知行所－入地－村の運営

#### 1) 知行所

まずは、河野知行所に関する運営をみる。以下、2つの史料を掲げる。

（史料1）

一 七月口日夜、御地頭所様より去々巳ノ十二月御知行所四ヶ村江金百廿兩御借付二而、壹ヶ村二付金三拾兩ツ、拝借仕候処、右之金子今般急ニ御入用出来仕、四ヶ村二而金百兩上納致候様以飛脚を被仰候、四ヶ村割二付壹ヶ村二而金貳拾五兩ツ、右之段組百姓共江名主次郎左衛門宅ニおいて申渡し候処、皆々難儀由二て当盆前ニ金拾貳兩貳分上納仕、盆後金拾貳兩貳分上納仕、兩度ニて金貳拾五兩上納可仕筈ニ取極仕候

（史料1）は、1847年7月の記述である。虫損により、日にちは不明である。夜、知行主である河野氏より飛脚があった。内容は、貸与金の返還についてである。1845（弘化2）年12月、河野氏より、知行所のある4ヶ村へ金銭の貸与があった。4ヶ村とは、台方村とその隣村である山辺郡福俵村（現千葉県東金市）、同国長柄郡千沢村・粟生野村（両村とも現千葉県茂原市）である（千葉県総務部文書課，1988，2頁）。貸与金は合計120兩で、4ヶ村はそれぞれ30兩ずつ借りたという。その借金を、河野氏側が急に必要になったとのことで、1ヶ村で25兩ずつ、合計で100兩上納することとなった。河野知行所付百姓は、名主の次郎左衛門宅にてこのことを知らされた。河野知行所付百姓一同が相談したところ、一度に上納することは難しいということで、盆前に12兩2分、盆後に12兩2分、合計25兩を分割して上納することを決定した。

（史料2）

一 同十四日夜、久須美佐土守様より組下小左衛門江御差紙故文書差出し申候

- 一 同十五日、名主次郎左衛門千沢村江出役致し候二付、組下小左衛門御差紙之儀ヲ咄し二參候而手紙を貰、其夜小左衛門儀色々間違咄し御座候
- 一 同廿日、組下小左衛門一件済口二而帰村仕候趣届ヶ有之候

(史料2)は、同年9月14日から20日にかけての記述である。14日夜、勘定奉行である久須美佐渡守祐明より、組下小左衛門への呼出し状が届いた。そのため小左衛門へ、このことを知らせる文書を出した。翌15日、名主次郎左衛門は、千沢村へ公務で出かけていたため、小左衛門は、私(=治助)のところへ呼出し状の件についての話をしに来て、私は、小左衛門より手紙をもらった。その夜手紙を読むと、小左衛門の件は、色々間違った話であった。同月20日、小左衛門の件に関する取調べは終了し、小左衛門は帰村するという連絡があった。

河野知行所の内、台方村と福俵村は「北領」、粟生野村と千沢村は「南領」と呼ばれた。河野知行所では、天保期(1830~1843)半ば以降になると、有力百姓の中から「地代官」が選ばれ、現地での支配を補完するようになった。最初は、北領と南領にそれぞれ1人ずつの地代官が選ばれたが、間もなく北領にある台方村の小安家が1人で地代官を務めるようになる(千葉県史料研究財団, 2001, 988頁)。上記にみられる名主の次郎左衛門とは、小安次郎左衛門のことである。

(史料1)と(史料2)から、台方村における河野知行所の運営は、河野知行所の名主である小安次郎左衛門を中心として進められたことがわかる。次郎左衛門の下、河野知行付百姓は会合を開いており、次郎左衛門が不

在のときは、組頭の治助が、名主の代わりに務めた。次郎左衛門は名主に加え、河野知行所の地代官も兼任していたため、活動の範囲は、他村にある河野知行所や、江戸(江戸出府の記述もある。おそらく河野氏に関する公務と考えられる)にも及んでいた。

## 2) 入地

次に入地に関する運営をみる。

(史料3)

- 一 同十八日、昨十七日夜大風雨二而入内八幡様大破二付、四給名主方江届ヶ置、長右衛門・私兩人幸領付取片付仕置候。

(史料3)は、6月18日の記述である。昨17日夜の暴風雨により、弥勒入地の八幡神社が大破した。4給の名主へ届け出て、長右衛門と私の2人が世話役となって、片付けをした(千葉県史料研究財団, 2001, 57頁)。長右衛門は、松平知行所の組頭であり(千葉県史料研究財団, 2001, 58頁)、ここから弥勒入地に居住していたことがわかる。

(史料4)

- 一 七月朔日、弥勒八幡様杉木入札二付、四給村役人之内名主半右衛門・名主庄太郎・組頭太郎左衛門・同長右衛門・私、名主次郎左衛門方ニおいて  
 村内材木屋呼寄入札仕候金四両壹分ト銀老刃目 花輪 半蔵  
 金四両貳分ト壹貫八百文 砂郷 千代太郎  
 金四両三分貳朱ト貳百七拾貳文  
 北弥勒入内中  
 金五両壹分ト五匁五分七厘  
 弥勒勝太郎

右之通入札有之候間、弥勒勝太郎方  
へ落札二相成申候

(史料4)は、7月1日の記述である。八幡神社の杉木の入札が行われた。会場は、河野知行所付名主の次郎左衛門宅である。次郎左衛門は弥勒入地に居住していた(千葉県史料研究財団, 2001年, 59頁)。そこに松平知行所付名主の半右衛門, 三田知行所付名主の庄太郎(庄右衛門の誤りか), 幕領組頭の太郎左衛門, 松平知行所付組頭の長右衛門, 私(=治助)が集まり, 村内の材木屋を呼び寄せて入札をした。4人が参加して入札を行った結果, 弥勒に居住する勝太郎の落札となった。

(史料5)

- 一 同二日, 入内寄合仕妙福寺僧を頼御祈禱致, 社絵図面相認申候但し間口式間半・奥行式間社段張出しの積り
- 一 同六日夜, 弥勒八幡様社絵図面村役人方へ持参致し候二付, 名主次郎左衛門方にて名主半右衛門・同庄右衛門・組頭太郎左衛門・同長右衛門・私右絵図面一見仕候(以下略)

(史料5)は、7月2日と6日の記述である。まず2日であるが、弥勒入地の会合があり、妙福寺の僧侶に祈禱を頼んでいる。それから「社絵図面」、つまり大破した八幡神社を再建する絵図面を作成した(千葉県史料研究財団, 2001, 58頁)。

次に6日である。2日に作成した八幡神社の絵図面を4給の村役人に披露した。場所と人物は、入札時と同様である。次郎左衛門宅に半右衛門, 庄右衛門, 太郎左衛門, 長右衛門そして私(=治助)が集まった。

(史料6)

- 一 同廿七日, 入地八幡様建前二相成候,

御四給名主方へ文吉を以御届ヶ申候

(史料6)は、9月27日の記述である。八幡神社の建前が行われた。文吉とは、弥勒入内に居住する者なのであろう。私(=治助)の指示の下、4給の名主へ建前の連絡を行っている。

(史料7)

- 一 十二月十二日, 入地八幡社家根出来二付, 村役人衆へかんげ相廻り申候, 尤長右衛門・兵蔵・六右衛門・下拙都合四人二而相廻り申候

(史料7)は、12月12日の記述である。八幡神社の屋根が完成し、村役人たちへ勧化、つまり寄付を依頼している。おそらく4給すべての村役人を対象としたのであろう。長右衛門, 兵蔵, 六右衛門, 下拙つまり私(=治助)の4人が村内を回ったとある。

以上、5つの史料を用いて、弥勒入地に関する運営をみた。ここでは、八幡神社に関する記述が多くみられた。大破した神社の片付け、絵図面の作成といった仕事は、弥勒入地内で行われた。先にも述べたように、台方村の相給知行は、「居家入交り」形態であった。つまり4給の各知行所は、台方村内に一円的な領域として存在していないのである。ところが神社は、日常的な生活空間の中に存在した。そのため、知行付百姓だけでは対応できず、入地が対応したと考えられる。その際、大破した神社の片付けを例にみると、松平知行所付の組頭である長右衛門と、河野知行所付の組頭である治助の両人が世話役となり片付けを行っている。知行主は異なっても、その入地に居住する村役人クラスが中心となり、入地は運営された。相給の設定によって、知行主による支配のための制度が、集落内の

運営にも及んだのである。さらに、神社が大破したことは、4給の村役人すべてに知らされ、作成した神社の絵図面も、4給の村役人に披露していた。神社の杉木の入札には、4給の村役人が関与した。神社の建前の連絡や勧化も、4給の村役人を対象としていた。ここから、①各知行所付百姓では対応できない日常生活における事態に入地が対応していたこと、②その入地に住む、異なる知行所の村役人が合議しながら入地の運営を行ったこと、③入地で決定したことは、4給の村役人に披露していたことから、入地が村の下部組織として位置づけられていたことがわかる。

### 3) 村全体

最後に、台方村全体に関する運営をみる。

(史料8)

- 一 六月三日、虫送口二付四給村役人寄合候二付樽持参仕候、組百姓振舞仕候

(史料8)は、6月3日の記述である。虫送りの日なので、4給の村役人が集まった。村役人は酒樽を持参して、それぞれの知行所付百姓に酒を振舞ったとある(千葉県史料研究財団, 2001, 56頁)。虫送りは、松明を持って集まり、鐘や太鼓を打ち鳴らしながら畦道を練り歩いて害虫駆除を祈願する行事である(瀬戸口, 2009, 24 - 25頁)。

(史料9)

- 一 同十四日、番水二付四給村役人昼夜耕地廻り仕候

(史料9)は、6月14日の記述である。番水であったため、4給の村役人で昼夜ともに耕地を見回ったとある。番水とは、雄蛇ヶ池からの取水のことである(千葉県史料研究財

団, 2001, 46頁)。雄蛇ヶ池とは、当該地域の水不足を補うため、人工的に築かれた溜池のことである。

(史料10)

- 一 同廿七日、村向書物虫ぼし仕候
- 一 同廿九日、あぶ祈祷四給村役人寄合、妙福寺より僧式人参り御祈祷仕候(以下略)

(史料10)は、6月27日と29日の記述である。27日は、村向文書の虫干しをしている。村向文書は、現在の台方区有文書のことである。今でも毎年夏に虫干しが行われている(千葉県史料研究財団, 2001, 986頁)。ここで具体的な記述がみられないが、村向文書は、4給で管理されていた(千葉県総務部文書課, 1988, 8頁)。

29日はあぶ祈祷が行われ、4給の村役人が会合を開いている。あぶ祈祷とは、舟橋氏によると、農耕儀礼の一種という(千葉県史料研究財団, 2001, 57頁)。妙福寺から来た僧侶2人に祈祷を依頼している。

(史料11)

八月十九日夜、名主半右衛門宅二而名主庄右衛門・組頭太郎左衛門・私共四人参会二而、大工友次郎へ中手樋口普請為積候所、金貳両貳分ト釘代二而可受取旨被申出候二付、右四人二而金貳両貳朱二而扶持・釘代迄之積り二而口ト存候得共取極り不申候

- 一 同廿四日、名主半右衛門宅二て中手樋口普請大工友次郎二金貳両壹分式朱高相渡ス

(史料11)は、8月19日と24日の記述である。19日夜、松平知行所付名主の半右衛門宅に、三田知行所付名主の庄右衛門、幕領組

頭の太郎左衛門、私(=治助)の4人が集まって話し合いをした。議題は、中手樋口の普請をした友次郎への賃金についてである。金2両2分と釘代を受け取りたいと友次郎は申し出ている。4人は、賃金、釘代込みで金2両2朱と見積ったが、決めることができなかった。

24日、半右衛門宅にて、友次郎に金2両1分2朱を渡した。

中手樋口とは、台方村の用水源である滝川から水を取り入れるための施設である。用水が不足すると、先に触れた「番水」を利用した(千葉県史料研究財団, 2001, 972頁)。

(史料8)～(史料11)の4つの史料を用いて、村全体に関する運営をみた。害虫駆除のための行事や農耕儀礼、用水の使用・維持といった農業生産にかかわる分野は、4給の村役人が会合を開き、協力して取り組んだのである。これまで何度か触れてきたように、台方村は「居家入交り」形態で相給知行が設定されたため、各知行所が単独で百姓の再生産を完結させることはできなかった。農業生産においても、4給の協力が欠かせなかったのである。

#### 4) 小括

以上、「村向出勤控」(抄録)の一部記載を用いて、知行所の運営、入地の運営、村全体の運営の3点について分析した。名主を中心として、知行所付百姓による会合が開かれていたように、まずは各知行所のまとまりが存在した。番水の事例にあるように、その知行所の代表者(=村役人)の合議により、村全体の仕事が行われたという白川部氏の分析を確認することができた。

ところが、台方村に存在したのは、知行所

ごとのまとまり-村としてのまとまりのみではなかった。もう1つ、入地の運営、つまり入地内のまとまりもみられた。台方村は「居家入交り」形態の相給であったため、各知行所は一円的な領域として存在しなかった。従って生活空間に存在するもの(ここでは神社)には対応できず、代わって入地が対応したのである。入地での運営は、知行主の異なる村役人が中心となっていたため、相給知行の影響を受けていた。さらに、入地内で決定したことは、4給の村役人に披露していることから、村の下部組織であった。そのように考えると、知行所ごとのまとまり-村としてのまとまりに加え、入地ごとのまとまり-村としてのまとまりという関係も同時に想定することができる。

## 4. 「村法度御請連印帳」からみる知行主と村落共同体

1809(文化6)年の「村法度御請連印帳」は、全10条にわたる長い史料である。そのため、ここでは第1条、第2条、第3条、第6条、第8条をみることにする。

(史料12)

文化六巳年  
御請連印帳

一御年貢米永御上納之儀、名主方より触出シ候ハハ、早速皆済可致候、并駄賃錢役錢諸色共二日限之通皆済いたし候様申付、格別延引二罷成申付をも相背不埒成者有之候者、名主組頭百姓代立会吟味いたし夫々に咎申付、右二而も相済不申候者 御地頭所江訴出可申候

附、下作年貢米永右二可准候

一博奕之儀敵敷御停止之處，猶又宿等不致候様二いたし，其外好大酒他郷江參無沙汰夜泊いたし，喧嘩口論悪事等仕出し不申様いたし，分限不相応之衣類致着候儀惣而奢ヶ間鋪儀不仕，御公用・御屋鋪御用并村用・諸用共二大切二相勤，田畑家業出精いたし候様申付，若相背候百姓有之候歟，又者村法をも不相用村役人之申付をも相背候者有之候ハ、村法式を以名主組頭百姓代立会之上夫々ニ咎申付，何分二茂田畑出精いたし御用向差支無之様可致候事

一村中小百姓名主組頭江茂無沙汰ニ打寄相談いたし，不依何事小前一同村役人江願出，其上御地頭所江願出候儀近年有之候様相聞，以之外不埒之事二候，以来右様之儀有之候ハ、村役人二而相改吟味いたし 御地頭所江訴可申出候，右様之儀於打置者村役人ともへ急度越度可被仰付候事（中略）

一惣百姓之内喧嘩・口論・公事出入出来いたし候節者，五人組又ハ五人組頭ともへ百姓代立入，双方異見差加為相済，右二而相済不申候ハ、組頭不殘立会之上異見差加，右二而相済不申候者名主組頭立会之上異見差加利害申聞相済シ可申候，右二而も相済不申筋二候ハ、御地頭所江可申出候，乍去可成丈者 御地頭所江御苦勞相懸不申候様取計可申候事（中略）

一村中田畑見廻り之儀，惣百姓出精・無精之改名主組頭一同沓ヶ月両度ツ、村中見廻り，田畑作物等しゆんおくれさるやう二氣を付，猶又田方植付之時分ハ日々水懸引之儀村役人罷出世話いたし，万一惣百姓之内村役人之異見・利害も不相用，

申付をも相背我俣等いたし不埒成儀仕出シ候百姓有之候者，名主組頭百姓代立会之上致吟味夫々に咎申付，尤格別成不埒等之儀者 御地頭所江訴可申出候，田畑大切ニ出精いたし上納差支無之様為致可申候事（中略）

文化六己巳年七月

三田左兵衛内  
加瀬彦右衛門  
河野良以内  
正木左右衛門  
松平銚三郎内

藤井半内  
鈴木忠右衛門

前書之通此度被 仰付候間一同承知奉畏候，依之御請連印差上申処仍而如件

己七月

弥勒組  
佐吉㊤  
(以下二〇名連印略)

大作  
松右衛門㊤  
(以下一二名連印略)

花輪  
平蔵㊤  
(以下十六名連印略)

羽黒  
伝六㊤  
(以下十三名連名略)

大門  
半兵衛㊤  
(以下十九名連印略)

砂郷  
伝蔵㊤  
(以下四八名連印略)



右之通此度御三給御地頭方より被 仰付候間 御預所百姓之儀茂同村之事故御四給村役人衆中より一同奉畏承知候、然ル上者前 御ヶ条之趣急度相慎可申候、依之左二連印差上申処仍而如件

巳七月

半六㊦

(以下十五名連印略)

村役人衆中

第1条は、年貢上納についてである。名主より年貢上納についての触書が出されたら、遅れることなく納めるようにとある。特別に納入猶予が認められた者であっても、約束を守らず、背く場合は、名主・組頭・百姓代が立ち会って調べただし、責めること、それでも納めない場合は、知行所へ訴え出るようにとある。小作の年貢納入についても同様である、と付け加えられている。

第2条は、日常生活における注意事項である。博打、宿(揚屋のことか)、多量の飲酒、他領での無断外泊、喧嘩口論悪事の禁止が書かれている。身分に合わない衣類を着てはならず、贅沢な生活もしてはならないとある。御公用(幕府の用務)、御屋舗公用(各知行主の用務)、村用(村全体の用務)、諸用(その他諸々の用務、集落ごとの用務か)をきちんと勤め、一生懸命毎日の農作業等に取り組むよう申し付けている。もし、一生懸命農作業に取り組まない者、又は、村法に配慮せず、村役人の申し付けも守らない者がいる場合は、名主・組頭・百姓代が立ち会ってその者たちを責めること、とにかく一生懸命に農作業に取り組み、幕府や知行主の用務に差し支えないようにすべきである、と書かれている。

第3条は、願い出る際の注意である。小百

姓が、名主・組頭へ連絡もせずにおし寄せて相談したり、何事によらず、小百姓一同が村役人へ願い出たり、さらに、知行所へ願い出たりすることが近年あるようだが、とんでもない、不届きなことである。知行所へ願い出る場合は、村役人が調べ上げてから、知行所へ訴えるようにすべきである。村役人が調べずに小百姓が願い出た場合は、必ず村役人へ知行所から呼び出しがある、と書かれている。

第6条は、百姓内でトラブルが発生したときの対応についてである。惣百姓同士で、喧嘩・口論・訴訟が生じた時は、五人組又は五人組頭のところへ百姓代が立ち入り、両者の意見を聞いて解決する。これで解決しない場合は、組頭が残らず立ち会って、意見を聞いて解決する。それでも解決しない時は、名主・組頭が立ち会って意見を聞き、さらに利害を聞いて解決する。それでも解決しない時は、知行所へ申し出るようにとある。しかし、知行所へ迷惑をかけることがないように、できるだけ村内で解決するように、と書かれている。

第8条は、村内の見廻りについてである。百姓がきちんと農作業に励んでいるか、あるいはそうではないのかを確認するため、名主・組頭一同は、月に2度ずつ村内を見廻り、その時、田畑作物等の旬が遅れないように気を付けることとある。又、田植えの時期における毎日の水駆引については、村役人が出向いて世話をすること、万一百姓の中で、村役人の意見、利害に配慮せず、申し付けにも背いて我侷な者がいる場合は、名主・組頭・百姓代立ち会いの上、調べ上げて責めること、特に不届きな場合は、知行所へ訴え出ることとある。田畑を大切に一生懸命農作業に励み、年貢の上納に支障がないようにすべきで

ある、と書かれている。

その後、三田・河野・松平各知行所の役人が署名し、村側は入地ごとに3知行所の百姓が署名する。

最後に、幕領の百姓が署名する。今回は3知行所から3知行付百姓への仰せ付けであるが、同一の村内のことであり4給の村役人衆から知らされて一同承知した。そのため条文を必ず守るとあり、史料は終わる。

知行主側は、なぜ連名で法度を出したのであろうか。内容を読むと、博打・喧嘩・華美な生活の禁止、訴訟の手順、出入りの際の対応等、村内の治安に関する条文がみられる。当時の関東農村では治安が極度に悪化し、その対応が問題となっていた(7)。村の治安対策は、百姓の生活圏である村全体が対象となる。村の百姓全てに対する告知ということから、知行主は連名という形式を採ったものと思われる。

村内の百姓全体への告知という点から考えると、法度の最後にみられる百姓の署名捺印形式は興味深い。弥勒や大作といった台方村の入地ごとに百姓は署名しているのである。相給村落における知行主は、自身の知行付百姓を支配の対象とする。従って百姓の署名は、知行所ごとにまとめられるはずである。ところが、ここではそのような形式は採られていない。入地ごとに署名する形式は知行主側が求めたのか、或は百姓側が自発的に行ったのかは不明であるものの、その署名形式は、村全体を対象とする知行主側の意向に対応しているといえる。

さらに、第1条に年貢上納について書かれている点にも注目したい。旗本が知行所を支配する際、独自に地頭法を作成したことはよ

く知られている(8)。地頭法の多くは、第1条に幕府法令の遵守が書かれている。地頭法における年貢上納に関する記述はみられない場合もあり、記述があっても後半部分に書かれているか、(史料13)とは異なり具体性に欠ける記述の場合もあった。第1条に年貢上納について書かれていることから、治安対策に加えて安定した年貢の徴収に知行主側が、相当の関心を持っていたと考えることができる。

白川部氏の分析に従うと、相給村落設定時、知行所 - 知行付百姓 - 知行地の関係は整合していた。ところが、給域を越えた土地取引は年々増加し、時代が経つにつれ知行所と百姓、土地の関係は交錯していったのである。台方村においても渡辺尚志氏が明らかにしているように、18世紀後半、給域を越えた土地取引は活発に行われていた(渡辺, 1989)。知行主は、在地における知行所の枠を越えた土地取引の結果、支配の及ばない他知行所の者が自身の知行所の土地を所持し耕作することに対し、その者が年貢納入を滞りなく行なうかどうか不安を持ったのではなかろうか

(9)。それは、3知行主とも共通したといえよう。「名主方より触出シ候ハ、早速皆済可致候」という一文にみられる名主は、台方村の知行所ごとにいる名主のことである。百姓が、自身の知行主とは異なる知行主の土地を所持していた場合、その土地に関する年貢は、異なる知行所の名主から請求される。知行主は、先の一文を各知行所内のみにとどめず、村内の百姓全体に対して告知することで、知行付百姓と所持する知行地が一致していなくても、年貢が遅れることなく納入されるのを期待したと考えられる。

相給村落において、知行付百姓と知行地の関係が不整合になった場合、知行主が採る行動は2つあると考えられる。1つは、知行付百姓と知行地の関係を整合したものへ戻すことである。そのような例は、幕末期の相模国でみられた(10)。これは、知行主が考える最も望ましい土地所持であろう。もう1つは、不整合の状態のまま、知行主が共同して村全体を把握することである。不整合による年貢皆済の不安は、相給村落における複数の知行主にとって共通事項ではなかろうか。知行主からみると、村内における知行付百姓以外の百姓については、直接把握することはできない。しかし他の知行主と連名で法度を出すなどして、知行主同士が歩調を統一すれば、知行付百姓以外の百姓を把握することができるのである。その際、知行所は百姓把握の単位とはならず、各給の百姓が入り交じる入地が把握の単位になる。入地の運営で明らかにしたように、入地は、村の下部組織として機能していた。

知行付百姓と知行地が不整合であっても、土地の質地関係が村内で完結しているならば、知行主は、2番目に望ましい姿であると考えたのではなかろうか。反対に、最も避けるべき土地所持は、村落共同体の外、つまり他村の者による台方村内の土地所持ということになる。

## 5. 結語

ここで、これまでの検討で明らかになった点を簡単にまとめたい。

台方村には、知行所ごと、入地ごと、村全

体の3種類のまとまりがあった。

知行所では、知行付百姓による寄合が行われていた。村全体では、各知行所の代表である村役人が寄合を開き、農業生産にかかわる事項に関しては、共同して取り組んだ。これは、相給知行下の百姓結合は、各知行所の村役人を媒介項として村落共同体と結び付けられていた、という白川部氏の分析と一致する。

ところが、百姓結合に関して台方村では、知行付百姓のまとまり以外に、入地内でのまとまりも見られた。台方村の相給知行は「居家入交り」形態であったため、知行所は、村内にまとまった空間として存在しなかった。そのため、神社の再建のように、日常的な生活空間には知行所としての対応はできず、代わりに入地が対応したのである。入地は知行主にかかわらず、そこに居住する百姓が運営したが、集落で決定したことは、4給の名主に披露していた。従って、入地は村の下部組織であった。

各知行所は、知行所単独で知行付百姓の再生産を保障することができず、村落共同体を必要とした。そのため、知行主は、自身の知行地と知行付百姓を支配することに加え、村落共同体にも関心を持っていた。治安が悪化し、給域を越えた土地取引が盛んになるにつれ、知行主側の、村全体に対する関心は高まったと考えられる。

そこで採られた方法が、知行主の連名による村落共同体の掌握である。知行主は、従来の知行所支配に加え、他の知行主と共同することにより、村全体の把握に努めた。その際、知行主にとっては、それまで直接の支配対象ではなかった、村の下部組織である入地が、村落共同体を掌握する単位とされた。知行主

は、知行所支配を第一にしつつ、他の知行所へも配慮をしたのである。

注

- (1) 石高制にもとづく江戸時代の知行は、村を基本単位としていたが、1村を複数の領主が分割して知行することを相給といった。相給の村は、領主の数により2給・3給などと称した（日本史広辞典編集委員会、1997、11頁）。
- (2) 白川部氏は、「百姓結合」の意味については触れていないが、筆者は、「生活・生産をめぐる近隣者同士のまとまり」と考える。
- (3) 白川部氏は、「開かれた」事例として、相給知行下の年貢減免闘争がしばしば他領並年貢減免要求として現れ、他の知行付百姓との何らかの連帯が予想できること、入作百姓を中心に他知行の百姓が年貢減免闘争に参加し、支援していたことを挙げている。言わば白川部氏は、農民闘争の局面において「開かれた」ことに注目しているのであるが、入作百姓が存在するという事は、他知行所との土地取引が日常的に行われていたことの証しである。他知行所の百姓とは闘争時のみならず、日常的にも交流が存在したことを付け加えたい。
- (4) 1707(宝永4)年の相州高座郡栗原村における、三給分郷についての請書には、「此度御三分二割申候へ共、一村之儀二候へ八向後も諸事申合、少茂出入無之様二可仕候御事」の条文がある。知行主側は分郷に際し、その影響を察知して一村としての機能を分郷以後も三分の申し合わせによって問題なく村運営が計られることを知行主側の意向として伝え、知行所農民へ請書として提出させているのである。栗原村の相給形態がどのようなものであったかは不明であるが、知行主は相給設定後も一村としてまとまることを望んでいるのである。知行主による村落共同体への関心の表れといえよう（土井、1986、146頁）。
- (5) 台方村及び前嶋家については、千葉県総務部文書課（1988）の1-10頁に詳述されている。
- (6) 入地は、「入内」と表記されることもあるが、本稿では入地とする。
- (7) 1805年、勘定奉行の石川左近将監忠房は、関

東代官である早川八郎左衛門以下4名に、それぞれの属吏である手附・手代の中から2人ずつを選んで差出すことを命じた。選ばれた手附・手代が関東取締出役として、2人1組となって関八州の村々を巡回し、犯人を捕まえ次第、勘定所へ引き立てることになった（中井、1963、196-198頁）。

- (8) 地頭法については、神崎（1986）が詳しい。
- (9) 給域を越えた土地取引、すなわち越石の結果、年貢上納が遅れたり、不納になったりする場合がみられた（西脇、1986、190-192頁）。
- (10) 横浜文孝氏は、旗本横山氏の土地政策に注目し、越石百姓の手に渡った耕地が、幕末期に知行付百姓の元へ請け戻されたことを明らかにしている。これについて横浜氏は、越石百姓による年貢諸役未進に対し、知行主は有力な強制力を欠いていたため、その抑止策として土地の請戻しを行ったのではないかと考えている（横浜、1986）。

引用文献

- 千葉県史料研究財団編（2001）『千葉県の歴史 資料編 近世3（上総1）』千葉県
- 千葉県総務部文書課編（1988）『東金市台方 前嶋家文書目録Ⅰ』千葉県
- 土井浩（1986）「相給村落における知行付百姓」関東近世史研究会編『旗本知行と村落』文献出版
- 神崎彰利（1986）「地頭法について」関東近世史研究会編『旗本知行と村落』文献出版
- 北島正元（1964）『江戸幕府の権力構造』岩波書店
- 中井信彦（1963）『大原幽学』吉川弘文館
- 日本史広辞典編集委員会編（1997）『日本史広辞典』山川出版社
- 西脇康（1986）「旗本相給知行の性格」関東近世史研究会編『旗本知行と村落』文献出版
- 瀬戸口明久（2009）『害虫の誕生-虫からみた日本史』ちくま新書793、筑摩書房
- 白川部達夫（1986）「旗本相給知行論」関東近世史研究会編『旗本知行と村落』文献出版
- 渡辺尚志（1989）「相給知行と豪農経営 - 上総国山辺郡台方村前嶋家を事例として - 』『論集きんせい』第11号
- 横浜文孝（1986）「旗本横山氏の土地政策と農民支配」関東近世史研究会編『旗本知行と村落』文献出版